

年金定期積金（お得ですよ2）

No. 1

平成28年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	・定期積金（お得ですよ2）
2. 販売対象	・当金庫で公的年金（新年金・厚生年金・国民年金・共済年金）を受け取られている個人のみ
3. 契約期間	・スーパー積金の1年、2年、3年、4年、5年
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・年金振込口座（本商品をご契約されたご本人口座のみ）からの自動振替扱いのみとして定期または数回にわたり掛金の払込みといたします 掛込方法は毎月型と隔月型の2種類といたします 払込日は、原則として毎月型は毎月15日、隔月型は偶数月の15日となります ・1,000円以上（隔月払型は2,000円以上） なお、預入は1店舗（年金振込店）のみに限定 ・1,000円の整数倍
5. 払戻（支払）方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時の「店頭表示のスーパー積金の約定年利回りに年0.05%を加えた約定年利回り」を満期日まで適用します。（ただし、この付加利率は金利情勢により変更する場合がございます。） ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用できません） 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の、の期限前解約利率（小数点第3位以下切捨）により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% （ただし、解約日における普通預金利率を下限とする）

平成 2 8 年 4 月 1 日 現 在

<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</p>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 971 - 951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031） 第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588） 第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249） 新潟県弁護士会（電話：025 - 222 - 5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳式のみのお取り扱いとなります（平成19年10月1日～総合口座の新規募集・種別変更を中止しました） ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間に繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）